報

鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正(九件)

(自然保護課) ••••••

のように改正する。

令和四年十一月一日

鳥獣保護区の指定に関する告示(昭和三十五年山口県告示第三百十七号)の一部を次

山口県告示第三百二十二号

○告示

目

年 11月1日 (火曜日)

指定の目的

集団渡来地

供する。)

「次の図」は、省略し、

その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に

当該区域内の鳥獣の保護を図る。

の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、

当該区域は、クロツラヘラサギをはじめとする多くの鳥類が渡来しており、鳥類

令和 4

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示の一部改正(六件)(自然保護課)……………六

適正化に関する法律」に改める。

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

村

岡

嗣

政

存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」を「令和十四年十月三十

日」に改める。

山口県告示第三百二十一号

山

二十八条第一項の規定により、 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第 鳥獣保護区を次のとおり指定する。

令和四年十一月一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口湾鳥獣保護区

秋穂二島から阿知須に至る土地の地先公有水面 七〇六へクタール 山口市秋穂二島及び阿知須の区域 (次の図に示す部分に限る。) 並びに同市 (次の図に示す部分に限る。) (面積

存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

鳥獣保護区の保護に関する指針

鳥獣保護区の区分

山口県告示第三百二十三号

次のように改正する。 鳥獣保護区の指定に関する告示 (昭和三十七年山口県告示第五百五十四号) の一部を

令和四年十一月一日

適正化に関する法律」に改める。 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

山口県知事

村

畄

嗣

政

日」に改める。 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」を「令和十四年十月三十

口県山口農林水産事務所」に改める。 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中 「山口県山口農林事務所」を 山

山口県告示第三百二十四号

ように改正する。 鳥獣保護区の指定に関する告示 (昭和三十七年山口県告示第六百二号)の一部を次の

令和四年十一月一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

適正化に関する法律」に改める。 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

一日」に改める。 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」を「令和十四年十月三十

口県山口農林水産事務所」に改める。 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県山口農林事務所」を 山

山口県告示第三百二十五号

ように改正する。 鳥獣保護区の指定に関する告示 (昭和三十七年山口県告示第六百三号)の一部を次の

令和四年十一月一日

口

岩国山鳥獣保護区の四

山口県知事 村 岡 嗣 政

適正化に関する法律」に改める。 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

一日」に改める 三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」を「令和十四年十月三十

山

口県山口農林水産事務所」に改める。 兀 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中 「山口県山口農林事務所」を 山

山口県告示第三百二十六号

のように改正する。 鳥獣保護区の指定に関する告示 (昭和四十年山口県告示第六百九十六号)の一部を次

令和四年十一月一日

山口県知事 村 岡 嗣

政

日」を「令和十四年十月三十一日」に改める。 火の山、霊鷲山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一

山口県告示第三百二十七号

次のように改正する。 鳥獣保護区の指定に関する告示 (昭和四十七年山口県告示第七百五十三号)の一部を

令和四年十一月一日

「令和十四年十月三十一日」に改める。 寂地山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」を

山口県知事

村 岡

嗣 政

農林事務所」を「山口県岩国農林水産事務所」に改める。 寂地山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中 「山口県岩国

「令和十四年十月三十一日」に改める。 岩国山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」を

鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中

「山口県岩国

農林事務所」を「山口県岩国農林水産事務所」に改める。

「令和十四年十月三十一日」に改める。 笠戸島鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中 「平成三十四年十月三十一日」を

「令和十四年十月三十一日」に改める。 鋳銭司鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中 「平成三十四年十月三十一日」を

農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。 鋳銭司鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中 「山口県山口

「令和十四年十月三十一日」に改める。 秋吉台鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中 「平成三十四年十月三十一日」を

秋吉台鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中 「山口県美祢

農林事務所」を「山口県美祢農林水産事務所」に改める。

和十四年十月三十一日」に改める。 角島鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」を「令

を「令和十四年十月三十一日」に改める。 清末、小月鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」

山口県告示第三百二十八号

のように改正する。 烏獣保護区の指定に関する告示(昭和四十九年山口県告示第八百五十号)の一部を次

令和四年十一月一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

を「令和十四年十月三十一日」に改める。 宇佐小学校鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」

口

適正化に関する法律」に改める。

岩国農林事務所」を「山口県岩国農林水産事務所」に改める。宇佐小学校鳥獣保護区の四ー鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県

山

山口県告示第三百二十九号

のように改正する。 鳥獣保護区の指定に関する告示(昭和五十七年山口県告示第九百十五号)の一部を次

令和四年十一月一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

適正化に関する法律」に改める。 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

「令和十四年十月三十一日」に改める。 長野山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」を

農林事務所」を「山口県周南農林水産事務所」に改める。 長野山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県周南

「令和十四年十月三十一日」に改める。 美祢ダム鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」を

祢農林事務所」を「山口県美祢農林水産事務所」に改める。 美祢ダム鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県美

「令和十四年十月三十一日」に改める。 十種ヶ峯鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」を

口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。 十種ヶ峯鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県山ータオー」2、「カニー」」(して)

山口県告示第三百三十号

ように改正する。 鳥獣保護区の指定に関する告示(平成四年山口県告示第七百七十九号)の一部を次の

令和四年十一月一日

上 月 一 日

適正化に関する法律」に改める。 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

山口県知事

村

岡嗣

政

口県美祢農林水産事務所」に改める。 四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分中「山口県美祢農林事務所」を「山

山口県告示第三百三十一号

第二十九条第一項の規定により、特別保護地区を次のとおり指定する。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)

二区域

寂地山鳥獣保護区特別保護地区

タール) 存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

寂地山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)

(面積

四二へク

特別保護地区の保護に関する指針

特別保護地区の区分 森林鳥獣生息地

 (\Box) 指定の目的

地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。 の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、 当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、ミソサザイ、ヤマガラ、 特別保護 ヒガラ等

供する。) (「次の図」は、 省略し、その図面を山口県岩国農林水産事務所に備え置いて縦覧に

名称 秋吉台鳥獣保護区特別保護地区

タール) 区域 秋吉台鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。) (面積 六〇ヘク

口

存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

特別保護地区の保護に関する指針

山

特別保護地区の区分 森林鳥獸生息地

(____) 指定の目的

区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。 各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、 当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、セッカ、ヒバリ、ウグイス等の 特別保護地

供する。) (「次の図」は、 省略し、その図面を山口県美祢農林水産事務所に備え置いて縦覧に

清末、 小月鳥獣保護区特別保護地区

区域 清末、 小月鳥獣保護区の区域 (次の図に示す部分に限る。 (面積

七ヘク

村

岡

嗣

政

存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

特別保護地区の保護に関する指針

特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

指定の目的

「「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供す ら、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。 セキレイ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることか 当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び中学校を有し、メジロ、ツバメ、ハク

る。)

角島鳥獣保護区特別保護地区

二区域 ル 角島鳥獣保護区の区域 (次の図に示す部分に限る。) (面積 三〇ヘクター

令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

特別保護地区の保護に関する指針

存続期間

(--)特別保護地区の区分

指定の目的 集団渡来地

区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。 の休息地として特に良好な生息環境にあるものと認められることから、 当該区域は、ウミウをはじめとする多くの鳥類が越冬のため渡来しており、 特別保護地

「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供す

る。

豊田湖鳥獣保護区特別保護地区

二区域 豊田湖鳥獣保護区の区域 (次の図に示す部分に限る。 (面積 ヘク

存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

特別保護地区の保護に関する指針

特別保護地区の区分

タール)

四

 (\Box)

種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、 指定の目的 当該区域は、広葉樹を中心とした森林を有し、オシドリ、メジロ、

森林鳥獣生息地

として指定し、 「次の図」は、 当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供

十種ヶ峯鳥獣保護区特別保護地区

二区域 タール) 十種ヶ峯鳥獣保護区の区域 (次の図に示す部分に限る。) (面積

存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

特別保護地区の保護に関する指針 特別保護地区の区分

 (\Box) 指定の目的

森林鳥獣生息地

保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。 ガ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、 当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、シジュウカラ、ヤマガラ、エナ 特別

供する。) (「次の図」は、 省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に

禅昌寺山鳥獣保護区特別保護地区

山

口

タール) 区域 禅昌寺山鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。) (面積

存続期間 特別保護地区の保護に関する指針 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

特別保護地区の区分

身近な鳥獣生息地

指定の目的

ジロ、ヤマガラ、カワラヒワ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと 当該区域は、 広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、メ

> 地の保護を図る。 認められることから、 特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息

(「次の図」 は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に

エナガ等の各 特別保護地区

常栄寺鳥獣保護区特別保護地区

区域 常栄寺鳥獣保護区の区域 (面積

存続期間 令和四年十一月一日から令和十四年十月三十一日まで

特別保護地区の保護に関する指針

特別保護地区の区分 身近な鳥獣生息地

二五ヘク

指定の目的

認められることから、 ジロ、ヤマガラ、カワラヒワ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと 地の保護を図る。 当該区域は、広葉樹を中心とした森林及び多くの観光客が訪れる史跡を有し、 特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息

山口県告示第三百三十二号

第三十四条第 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号) 一項の規定により、 休猟区を次のとおり指定する。

令和四年十一月一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

下松上休猟区

屋南三丁目、東陽一丁目、東陽二丁目、東陽三丁目、東陽四丁目、東陽五丁目、 五丁目、生野屋西一丁目、生野屋西二丁目、生野屋西三丁目、 戸、大字中須南、大字温見及び大字山田の区域(次の図に示す部分に限る。) 六丁目、東陽七丁目、南花岡一丁目、南花岡二丁目、南花岡三丁目、南花岡四丁目、 大字生野屋、大字大藤谷、大字切山、大字下谷、大字末武上、大字末武中、 区域 下松市生野屋一丁目、生野屋二丁目、 五九七へクタール) 生野屋三丁目、 生野屋西四丁目、 生野屋四丁目、 大字瀬 (面積 東陽

 \equiv 存続期間 令和四年十一月一日から令和七年十月三十一日まで

県

供する。)
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林水産事務所に備え置いて縦覧に

一 名称 伊賀地休猟区

(「欠り図」よ、針各し、そり図面を山口書山口農木ド雀事务所に備え置い三 存続期間 令和四年十一月一日から令和七年十月三十一日まで

供する。)
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林水産事務所に備え置いて縦覧に

名称 根引山休猟区

三 存続期間 令和四年十一月一日から令和七年十月三十一日まで

する。)
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林水産事務所に備え置いて縦覧に供

名称 福田休猟区

口

る。)(面積 一、〇五〇ヘクタール) 二 区域 阿武郡阿武町大字福田上及び大字福田下の区域(次の図に示す部分に限

三 存続期間 令和四年十一月一日から令和七年十月三十一日まで

山

名称 勇山休猟区

図に示す部分に限る。)(面積 一、一〇〇ヘクタール) 二 区域 下関市豊田町大字一ノ俣、豊田町大字稲見及び豊田町大字浮石の区域(次の

三 存続期間 令和四年十一月一日から令和七年十月三十一日まで

7| る。) (「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供す)

山口県告示第三百三十三号

)の一部を次のように改正する。特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(昭和四十七年山口県告示第七百五十六

令和四年十一月一日

山口県知事 村 岡 嗣

政

日」を「令和十四年十月三十一日」に改める。 岩国港特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十岩国港特定猟具使用禁止区域の三

·「山口県岩国農林事務所」を「山口県岩国農林水産事務所」に改める。 岩国港特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分

に、「三、六五〇ヘクタール」を「三、一二三ヘクタール」に改める。松市新川一丁目、新川二丁目、新川三丁目、新川四丁目、中島町二丁目、大字笠戸島」を戸湾特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分中「下松市大字笠戸島」を「下

- 「山口県周南農林事務所」を「山口県周南農林水産事務所」に改める。 笠戸湾特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分

三十一日」を「令和十四年十月三十一日」に改める。 京大試験林特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月

部分中「山口県周南農林事務所」を「山口県周南農林水産事務所」に改める。 京大試験林特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する

一日」を「令和十四年十月三十一日」に改める。 中関港特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十

中「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。中関港特定猟具使用禁止区域の四(禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分

日」を「令和十四年十月三十一日」に改める。佐波川特定猟具使用禁止区域の三(存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十

報

中 佐波川特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分 「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。

一日」を「令和十四年十月三十一日」 秋穂湾特定猟具使用禁止区域の三 に改める。 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十

中 秋穂湾特定猟具使用禁止区域の四 「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分

K 椹野川特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分中 「、小郡新町五丁目、小郡新町六丁目」を加える。 「山口市旭通り二丁目」の下

日」を「令和十四年十月三十一日」 椹野川特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十 に改める。

中 椹野川特定猟具使用禁止区域の四 「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に改める。 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部

生新町」を加える 下関特定猟具使用禁止区域の二 区域に関する部分中 「乃木浜三丁目」の下に 一、 幡

日」に改める。 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」を「令和十四年十月三十

Щ

П

日」を「令和十四年十月三十一日」に改める。 油谷湾特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十

中 油谷湾特定猟具使用禁止区域の四 「山口県長門農林事務所」を「山口県長門農林水産事務所」に改める。 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分

萩湾特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中 「平成三十四年十月三十一

日」を「令和十四年十月三十一日」 「山口県萩農林事務所」を「山口県萩農林水産事務所」に改める。 萩湾特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中 に改める。

山口県告示第三百三十四号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示 の一部を次のように改正する。 (昭和五十七年山口県告示第九百二十九

令和四年十一月一日

適正化に関する法律」に改める。 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」 を 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

山口県知事

村

嗣 政

岐波特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中 「平成三十四年十月三十一

日」を「令和十四年十月三十一日_ に改める。

「山口県美祢農林事務所」を「山口県美祢農林水産事務所」 岐波特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中 に改める。

日」を「令和十四年十月三十一日」 今津特定猟具使用禁止区域の三 に改める 存続期間に関する部分中 「平成三十四年十月三十一

「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所 今津特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中 に改める。

山口県告示第三百三十五号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示 の一部を次のように改正する。 (昭和六十一年山口県告示第八百六十六

令和四年十一月一日

号

山口県知事 村

圌 嗣 政

日」を「令和十四年十月三十一日」に改める。 屋敷特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一

「山口県山口農林事務所」 屋敷特定猟具使用禁止区域の四 を「山口県山口農林水産事務所」 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中 に改める

山口県告示第三百三十六号

特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(平成四年山口県告示第七百九十三号) 0) 改める。

Ш

口市南部・阿知須きらら浜特定猟具使用禁止区域の二

口

号

令和四年十一月一日

部を次のように改正する。

適正化に関する法律」に改める。 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」 を 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

山口県知事

村

岡 嗣

政

日」に改める。 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三十一日」を「令和十四年十月三十

山口県告示第三百三十七号

部を次のように改正する。 特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示(平成六年山口県告示第六百七十八号)

0)

令和四年十一月一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

区域に関する部分中

六六五ヘクタール」を「一、三八九ヘクタール」に改める。 Ш 口市南部・阿知須きらら浜特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中

具の種類に関する部分中 「令和十一年十月三十一日」を「令和十四年十月三十一日」 山口市南部・阿知須きらら浜特定猟具使用禁止区域の四 「山口県山口農林事務所」を「山口県山口農林水産事務所」に に改める。 禁止又は制限に係る特定猟

山口県告示第三百三十八号

の一部を次のように改正する。 特定猟具使用禁止区域の指定に関する告示 (平成十四年山口県告示第四百九十五号)

令和四年十一月一日

口県知事 村 岡 嗣 政

適正化に関する法律」に改める。 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の

三十一日」を「令和十四年十月三十一日」 栄谷・堀越特定猟具使用禁止区域の三 に改める。 存続期間に関する部分中 「平成三十四年十月

令和四年十一 十一

月月

一日発印

発発 行行 人所

山山

口_口 県 知

事庁

部分中 栄谷・堀越特定猟具使用禁止区域の四 「山口県周南農林事務所」を 「山口県周南農林水産事務所」 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する に改める。

日」を「令和十四年十月三十一日」 車地特定猟具使用禁止区域の三 に改める。 存続期間に関する部分中 「平成三十四年十月三十一

「山口県美祢農林事務所」を「山口県美祢農林水産事務所」に改める。 車地特定猟具使用禁止区域の四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類に関する部分中

日」を「令和十四年十月三十一日」に改める。 若沖特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中 「平成三十四年十月三十一

十一日」を「令和十四年十月三十一日」に改める。 渡樋ヶ奥特定猟具使用禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成三十四年十月三

日 稲光特定猟具使用禁止区域の三 を「令和十四年十月三十一日」 に改める。 存続期間に関する部分中 「平成三十四年十月三十一